

下記の役務について、一般競争入札を行うので、静岡県企業局会計規程（昭和42年静岡県事業部管理規程第9号）第186条の2の規定に基づき公告する。

令和6年4月30日

静岡県公営企業管理者
企業局長 田中 伸弘

1 入札執行者

静岡県公営企業管理者 企業局長 田中 伸弘

2 担当部局

〒438-0006 静岡県磐田市寺谷2258

静岡県企業局西部事務所 総務課

電話番号 0538-38-1271

3 入札に付する事項

(1) 入札番号

企西第36404号

(2) 業務名

令和6年度[第36-P3611-01号]遠州水道・西遠工業用水道・湖西工業用水道・三方原用水共有施設施設管理業務委託（その2）

(3) 業務場所

浜松市浜名区都田町地内 都田浄水場、浜松市中央区初生町地内 初生浄水場、湖西市梅田地内 梅田浄水場、浜松市天竜区龍山町地内 秋葉取水口

(4) 業務概要

都田浄水場、初生浄水場、梅田浄水場及び秋葉取水口の運転監視業務、巡視点検業務、水質管理業務 保安管理業務

(5) 業務期間

令和6年6月1日から令和9年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

◎共通事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は個別事項に記載）

(3) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県における庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申

立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑤ 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

◎個別事項

① 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格の設備保守管理（営業種目4）のうち、受変電設備（細目10）又は給排水設備（水処理施設を含む）（細目23）を有している者であること。

② 平成20年度以降に、現況施設能力10,000m³/日以上の水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の水処理施設（排水処理を除く）における維持管理業務の元請として3年以上の実務実績を有すること。

③ 次に掲げるいずれかの要件を満たす主任技術者（総括責任者）を配置できること。

ア 水処理施設に関する維持管理の実務経験15年以上程度の者。

イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条に規定する電気主任技術者の資格を有する者。ただし、水処理施設に関する維持管理について、1年以上の実務経験を有する者。

ウ 水道技術管理者講習修了者。

エ 技術士（上下水道部門）。ただし、水処理施設に関する維持管理について、1年以上の実務経験を有する者。

オ 水道施設管理技士1級もしくは2級資格者。

カ 基本情報処理技術者（旧第二種情報処理技術者）。ただし、水処理施設に関する維持管理について、1年以上の実務経験を有する者。

キ 水道・工水の維持管理の経験を有し、以下に掲げる①～④の項目にポイント換算を行った合計点が15ポイント以上の者とする。

① 水道・工水の維持管理の経験年数（1年1ポイント）

② 学歴

③ 有用な国家資格

④ 講習会等

ただし②、③、④は水道施設管理技士資格認定・登録要綱（公益社団法人日本水道協会）のポイント換算表によるものとする。

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和6年4月30日（火）から令和6年5月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ。

(3) 配布方法

配布場所のみで直接配布する。（無料配布）

6 申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年5月1日（水）から令和6年5月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

申請書等及び実務実績を証する書類、その他入札説明書の指示による。

(3) 提出場所

上記2に同じ。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和6年5月27日（月）午後1時30分

(2) 入札の場所

静岡県磐田市寺谷2258 静岡県企業局西部事務所 会議室

(3) 入札執行日の持参書類

入札書、委任状（代理の場合）、入札参加資格確認通知書の写し

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、入札執行回数は、2回を限度とする。

⑧ 契約書作成の要否

要

8 労働関係法令等遵守の誓約書の作成

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。（契約金額150万円以上）

- (1) 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第1号）
- (2) 本契約に係る下請負者がある場合（契約途中で新たに発生した場合を含む。）には、下請負者から提出させた労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第2号）の写し

9 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡県企業局西部事務所 総務課（電話番号 0538-38-1271）とする。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) 詳細は入札説明書による。